

れいわ ねん がつ し ころ
令和4年3月に施行します！

かさまつちょうこ けんり かん じょうれい
笠松町子どもの権利に関する条例

すべての子どもたちが夢と希望を持って自由に生き生きと育つことのできるまちをめざして

あんしん
安心して
いきる けんり
生きる権利

- 差別、いじめ、虐待などを受けないで健康な生活ができます
- みんなが愛され大切にされます

のびのびと
そだ けんり
育つ権利

- 自分のことは自分で決められます
- 自由に遊んだり勉強したりやりたいことにチャレンジできます

おとな やくわり
大人の役割



かぞく がっこう しせつ ちいき ひと
家族・学校・施設・地域の人たち

- 子どもの個性と人格を尊重し、自主性を認めましょう。
- 虐待、暴力、体罰などから子どもを守りましょう。
- 子どもの話に耳を傾け、気持ちや考えを受け止めましょう。
- 子どもの自主性を認め、自ら育つ力を信じましょう。

こ じょうれい さんか
子どもたちが条例づくりに参加！



がつ べんきょうかい
7月 勉強会



がつ かい
8月 ワークショップ(3回)



がつ いけんしょ ちょう ていしゆつ
9月 意見書を町に提出

こども けんり おとな やくわり
子どもの持つ4つの権利と、大人の役割、
こども じしん やくわり さだ
子ども自身の役割を定めています。



条例はこちらから



まも けんり 守られる権利

- 個性が認められ
ありのままで受け入れられます
- 安心できる居場所
相談できる大人がいます

さんか けんり 参加する権利

- 自分の意見を
自由に言うことができます
- いろいろなことに参加できます

こ じしん やくわり 子ども自身の役割

- 一人ひとりがかけがえのない大切な存在です。
自分に権利があることを自覚し、意見や思いを発信しましょう。
- 自分とともに他の人の権利も大切に、
お互いに認め合い助け合いましょう。



12月 町が条例制定を報告

悩みのある子、困っている子

子どもとの関わりに悩む皆さん

一緒に解決方法を考えましょう。

【子どもホットダイヤル・メール】

岐阜市子ども若者総合支援センター“エールぎふ”

☎0120-43-1474

✉gifu43izime-nashi@soleil.ocn.ne.jp

【笠松町子育て世代包括支援センター】 ☎388-7171

【笠松町こども館】 ☎388-0811